

伊勢原市と東海大学の包括的な提携に関する協定書

伊勢原市（以下「甲」という。）と東海大学（以下「乙」という。）とは、広範囲な分野にわたり包括的な連携及び協働による協力関係を推進するため、この協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携し、協働して提携事業を進めることにより、地域社会の発展、学術文化研究の振興及び人材の育成に寄与することを目的とする。

（提携事業の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 行政施策の立案及び実施に関すること。
- (2) 保健、福祉及び医療等の推進に関すること。
- (3) 市が設置する各種審議会及び専門委員会等への人材派遣に関すること。
- (4) 市民活動、生涯学習活動及び文化・芸術活動等への支援に関すること。
- (5) 産業、観光等地域経済の振興に関すること。
- (6) 大学の学術研究における行政情報の提供に関すること。
- (7) 市及び大学施設の相互利用に関すること。
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 前項各号の実施にあたっては、甲乙協議のうえ、翌年度の事業計画を作成し、決定するものとする。ただし、甲及び乙が必要と認めるときは、年度途中においても事業の追加をすることができるものとする。

（協議機関の設置）

第3条 前条第1項に掲げる事項の円滑な推進を図るため、甲及び乙で構成する運営協議会を設置するものとし、その組織、運営等については別に定める。

（その他）

第4条 この協定に関する疑義又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成20年9月11日

甲 伊勢原市田中348番地

伊勢原市長 長塚幾子

乙 平塚市北金目1117番地

東海大学学長 松前達郎